

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 12 月 19 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	都市計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	エチオピア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１）参加資格のない社等：特になし
（２）必要予防接種：黄熱病予防接種推奨

6. 業務の背景

エチオピアは、アフリカ大陸で 2 番目の人口（13,550 万人）と 6 番目の名目国内総生産（GDP）の規模（約 1,637 億ドル）を有している。エチオピアは継続的な人口増加に加え、年間約 5%の都市化が進行しており、急速な都市化への対応が迫られている。中でも、首都アディスアベバへの一極集中は著しく、アディスアベバは人口約 600 万人であるのに対し、地方都市であるジジガは 48 万人、ゴンダールは 47 万人などと、地方都市と比較し約 10 倍の人口規模を有する。国家開発計画（Ten Years Development Plan）（2021-2030）では、優先分野として持続可能な都市開発が挙げられ、この促進のため、バランスの取れた分散型都市化システムの計画と実施が挙げられている。このことから、首都一極集中を是正するため、地方中核都市¹の開発促進・開発管理が急務となっている。

JICA は 2021 年から 2024 年まで技術協力プロジェクト（「都市計画・管理能力強化プロジェクト」）を実施した。同プロジェクトでは、地方中核都市の都市計画策定のためのマニュアルやガイドラインの整備や研修実施を行う責任を有する都市・インフラ省（MoUI）や、地方中核都市の計画策定に係る技術支援を行う州都市計画機構（RUPI）の専門的な能力不足を背景に、MoUI と RUPI の地方中核都市への都市計画・開発管理に係る研修実施能力強化を目的として、地方中核都市向けの研修に係る中期計画の策定、研修メカニズムの構築（研修プログラム・マニュアル・ガイドライン・教材開発）、指導者養成プログラム（ToT）の実施、指導者による 5 つの地方中核都市への研修が実施された。

同プロジェクト終了後も MoUI により、策定された教材等を活用し、地方中核都市向けの研修は継続されているが、全 24 ある中核都市の内、「都市計画・都市管理能力強化プロジェクト」で対象とした 5 都市以外の都市に対する面的拡大が期待されている。また、左記のプロジェクト終了後から、エチオピア北部での紛争、南部の新設都市の設立など状況に変化があった。具体的には、2020 年から 2022 年までエチオピア北部のティグライ州を中心に紛争が起こり、インフラが損壊し、都市部周辺では大量の国内避難民が発生している。また、南部地域においては地域が分割し新たな行政区域が設定され、新行政区に対応した計画の見直しが必要とされている。さらに新しいテーマである TOD やスマートシティといった概念の理解・導入が期待されている。

こうした背景から地方中核都市の都市計画・開発管理に係る MoUI・RUPI の研修実施能力強化を目的とした要請が寄せられた。本案件は、全 24 都市のうち、「都市計画・都市管理能力強化プロジェクト」で対象とならなかった残る 19 都市のう

¹ 地方中核都市：エチオピアにおいて、法令による地方中核都市の明確な定義がないことから、「都市計画・都市管理能力強化プロジェクト」で選定基準を設け定義を行った。

ち 10 都市を対象に、(1) MoUI・RUPI 及び地方中核都市向け研修の実施、(2) MoUI による RUPI 及び地方中核都市向けの研修実施方法の提言を通じて、MoUI・RUPI の地方中核都市に対する都市計画・開発管理に係る研修実施能力と体制を強化し、地方中核都市職員の都市計画策定及び管理能力の向上を図り、地方中核都市の都市計画策定および実装の促進に寄与するものである。

以上を踏まえて本調査では、先方政府機関との協議を通じて、プロジェクト協力の枠組みを策定するとともに、当該プロジェクトのデザイン、実施に必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトに関わる合意文書締結を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2026 年 1 月上旬～2026 年 1 月下旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、エチオピア側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。特に、前プロジェクトにあたる「都市計画・都市管理能力強化プロジェクト」は必ず確認すること。
- ② 詳細計画策定調査報告書(案)(和文)の目次案を JICA 及び他団員とともに検討する。
- ③ 上述の報告書の目次案を踏まえ、現地調査で相手国関係機関や他ドナー等から収集すべき内容を精査・検討する。
- ④ 相手国関係機関、他ドナー等に対するインセプションレポート(調査方針や調査計画、全体工程、面談先等)(英文)や質問票(案)(英文)を担当分野の観点から作成する。その際、本業務従事者は別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう留意する。
- ⑤ JICA が作成する対処方針(案)、Minutes of Meeting (M/M)(案)、Record of Discussions (R/D)(案)、PDM (Project Design Matrix)(案)、PO (Plan of Operations)(案)、案件概要表(案)等について、担当分野の観点から作成に

協力する。

- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議、相手国関係機関との協議、JICA エチオピア事務所とのオンライン会議等に参加するとともに、他団員と連携し、議事録（和文）を作成する。

（２）現地業務（2026 年 1 月下旬～2026 年 2 月中旬）

- ① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加する。
- ② エチオピア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上述②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握するとともに、議事録と収集資料リストを作成する。具体的には以下のとおり。

ア）要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容、対象地域について改めて情報確認、整理を行う。
- (b) 要請内容に対して想定している関係機関及び実施体制を確認する。

イ）関連各組織（主に地方中核都市自治体（以下、エ）に記載の 10 都市）におけるインフラ計画の整備、実施に関する現状を分析する。

- (a) 関連各組織の対象都市のインフラ計画策定に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
- (b) 関連各組織の役割分担及び調整メカニズムについて把握・分析を行う。
- (c) 関連各組織の対象都市におけるインフラ計画と実施に係る予算規模、内訳について情報収集する。
- (d) 関連各都市の対象都市におけるインフラ計画策定及び実施における役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各機関の能力評価とステークホルダー分析を行う。

ウ）インフラ計画及び法令等

- (a) 同国のインフラ計画関連法令、制度等の体系及び実施体制について、把握する。その際、ア）において調査した各関連組織の所掌・関与についても明記すること。加えて、インフラ計画の実施体制における予算の流れについても整理する。また、インフラ整備の審査等のために策定が必須の計画がある場合、それを特定すること。

エ）概況・基礎データ

- (a) GIS等の都市計画、開発、インフラ整備に必要なデータの整備状況、既存のデータの種類、それらに基づくインフラの整備及び土地利用状況について把握する。特に、地方中核自治体については、本プロジェクトにて対象となる可能性が高い以下の州・都市について基礎情報を収集・整理する。但し、外務省海外安全情報レベル3以上の地域での現地踏査は行わず、当該地域に係る情報は相手国関係機関等を通じて入手・分析するなど机上調査のみとする。

州	市名
ティグライ	メケレ
アファール	セメラ
アムハラ	デブレ・ビルハン
中央エチオピア	ホッサナ
南西エチオピア	ボンガ
南エチオピア	ワライタ・ソド
南エチオピア	アルバ・ミンチ
ソマリ	ジジガ
ガンベラ	ガンベラ
ベニシャングル・グムズ	アソッサ

オ) インフラ開発における課題

- (a) エ)を踏まえ、国、州、地方中核都市自治体のインフラに関する計画策定状況、インフラ開発の現況及び実施キャパシティを把握する。
- (b) エ)における対象候補の都市において、インフラ開発が滞っている場合のボトルネックについて把握する。
- (c) エ)において、北部の紛争後の地域（ティグライ州、アファール州、アムハラ州）においては、日本人及びローカルコンサルタントの渡航が困難であることから、主に都市・インフラ省、州都市計画機構より情報を入手する。
- (d) 「エチオピア国都市計画・都市管理能力強化プロジェクト」において対象となった地域の、インフラに関する計画の有無、インフラ整備状況について把握する。インフラ整備に課題がある場合、ボトルネックを可能な限り把握する。
- (e) 上記ア)～オ) (a)～(d)を踏まえて、エチオピア国における中核地方

都市の都市計画及び都市開発・管理におけるインフラ整備の課題、都市に関するデータ整備、活用の課題について整理する。

(f) 本体プロジェクトにおける GIS データの購入等現地再委託に適した業務の検討及び現地再委託が必要な場合、請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

④ ①～③を踏まえ、地方中核都市を対象とする研修の中期計画及び都市計画・開発管理においてインフラ計画を促進及びデータを整備・活用するための協力案を提案する。具体的には以下のとおり。

ア) 担当分野に関する先方政府への説明資料作成を行う。

イ) 候補とする地方中核都市の都市計画における課題、実施能力を踏まえ、プロジェクトにおいて対象とする地方中核都市におけるインフラ計画の整備・実施に必要な能力開発を検討する。

ウ) 都市計画／能力開発担当の業務従事者及び JICA の調査団員とも協議し、地方中核都市の都市計画作成・策定及びそれに基づくインフラ整備を含む実施において、都市・インフラ省及び地方中核都市においてのボトルネックの解消及び促進に資する協力について、実施機関の能力を踏まえ、以下の点から提案する。

(a) 地方中核都市への研修実施のプロセス及び実施体制

(b) 複数ボトルネックがある場合は、優先度をつけ、本事業で対象とする協力内容

(c) インフラ整備に必要な計画や実施体制の構築

エ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力、人数）の案を提案する。

⑤ 調査結果に基づき、JICA と政府機関のプロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。

ア) エチオピア側からの意見について、インフラ整備の促進、データの整備、活用（特に、州都市計画機構（RUPI）及び地方中核都市自治体の都市計画及び都市開発・管理に関して）の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

イ) 他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）を作成する。

⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。

⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026 年 2 月中旬～2026 年 2 月下旬）

- ① 案件概要表（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 都市計画／能力開発団員と協力して、本プロジェクト実施に係る横断的留意事項（都市計画制度に基づくインフラ計画実施の課題等）を整理する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。
 - ア) 担当分野に関する収集資料リストを作成し、JICA の収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。
 - イ) 担当分野に関する報告書（案）を作成する。
- ⑤ 担当分野に関し、案件概要表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に関し、リスク管理チェックシート（※）の作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。フォーマットは JICA から提供する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 2 月 27 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び収集資料一式を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 1 月 26 日～2 月 13 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 都市計画 (JICA)

(ウ) 協力企画 (JICA)

(エ) 都市計画/能力開発 (JICA が別途契約するコンサルタント)

(オ) インフラ計画/GIS (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：基本的には、各機関との初回協議時のみ JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

- ・ 要請書（写）
- ・ 案件概要表（案）（詳細計画策定時）

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ 「エチオピア国都市計画・都市管理能力強化プロジェクト業務完了報告書
和文要約版」

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_406_12386751.html

- ・ 「The Federal Democratic Republic of Ethiopia, The Project for Capacity Development for Urban Planning and Management」 Project Completion Report

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12386769.pdf>

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上